



日本全国どこの現場でも 建退共制度

建設現場で働く方々の退職金は安全・確実・有利な「建退共制度」をおすすめ

● 建設事業主の皆さまへ

- ★ 申込み手続きは簡単です！
(加入時に経費はかかりません)
- ★ 経営事項審査で加点されます！
- ★ 掛金は全額非課税で国が一部を補助します！

● 建設現場で働く皆さまへ

- ★ 建退共の手帳を持っていますか？
- ★ 事業主が変わっても退職金は通算して計算されます！
※ 加入者還元のための宿泊割引、レンタカー割引等の提携サービス事業も行っています。

● 詳しくは 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建退共北海道支部

☎011-261-6186 までお問い合わせください。

● 建退共本部のホームページで退職金の試算ができます。

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

事業者の方々へ

消費税についてのお知らせ

消費税の届出は済みますか？

納税義務が免除される前々年（基準期間と）における消費税の対象となる収入（課税売上高）の上限が3000万円から1,000万円に引き下げられました。個人で事業をされている方が平成15

年分の課税売上高が1,000万円を超えると、平成17年は課税事業者となり、消費税の申告書を提出しなければなりません。

（申告の必要な方を「課税事業者」といいます）

その場合は速やかに「消費税課税事業者届出書」の提出が必要となりますので、提出もれのないようご注意ください。

詳しくは、

・ 稚内税務署（☎0162-33-1155）まで
お問い合わせください。

※なお、改正消費税の概要については、札幌国税局のホームページでも見ることができます。

<http://www.sapporo.nta.go.jp/1/kaiseisyouthize/index.htm>

